

告示

埼玉県選管告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、本庄市選挙管理委員会から次のとおり名称及び所在地の変更があった旨の報告があった。

平成二十八年三月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧) 万年寺集会所 館	埼玉県本庄市万年寺三丁目 三番三号	万年寺自治 会長	五十人
(新) 万年寺自治会 館	(旧) 埼玉県本庄市児玉町児 玉千百十三番地 (新) 埼玉県本庄市児玉町児 玉千六百九十七番地	下町自治会 長	七十人